



## ■ 甲の管理と免責

- 第10条 会期および搬入出期間中、甲は出展物をはじめとする会場全体の管理および保全について善良な管理者の注意をもって、本見本市の円滑な運営に努めなければならない。甲は、本見本市の円滑な運営を行うため、乙に対し搬入出・展示および実演等の中止・制限その他必要な措置を求めることができる。この場合、乙は甲の求めた措置を乙の負担により直ちに実施しなければならない。
- 乙が前項の措置を怠った場合、甲は乙に代わって必要な措置をとることができる。これに要する費用は乙が負担するものとする。なお、甲はこれにより乙に生じる損害等について一切の責任を負わない。
  - 甲は、天災その他不可抗力および甲の責めに帰しえない事由によって乙の出展物・装飾物等に生じた損害または盗難等について一切の責任を負わない。

## ■ 乙の管理責任

- 第11条 会期および搬入出期間中、乙は自らの責任と費用で出展物・装飾物等を管理し、搬入出・展示および実演等に際し、本出展契約条項等に基づき、本見本市の円滑な運営に努めなければならない。
- 乙は自らまたはその代理人の故意または過失により甲または第三者に生じた損害等について連帯して責任を負う。
  - 共同出展者及び内部出展者については、前2項を準用する。
  - 乙は、前項によって準用される本条第2項または前項の規定による共同出展者及び内部出展者の責任について、共同出展者及び内部出展者と連帯してその責任を負わなければならない。

## ■ 出展物

- 第12条 乙は、甲が別途定める「出展のご案内」中の「開催概要」にある出展物を出展対象として指定し、かつ事前に甲の承認を受けた物のみを展示することができる。
- 乙が前項に違反する物を出展し、甲が乙に対し即時撤去を求めた場合、乙は当該出展物を即時撤去しなければならない。
  - 乙が前項の即時撤去を怠った場合、甲は乙に代わって必要な措置をとることができる。これに要する費用は乙が負担するものとする。なお、甲はこれにより乙に生じる損害等について一切の責任を負わない。

## ■ 設備使用等に伴う支払義務

- 第13条 乙は甲が提供する設備またはサービス（以下、これらを「付帯設備等」という。）を必要とする場合、甲が別途定める「出展者マニュアル」に定める手続きを取り、所定の料金を所定の期日までに支払わなければならない。
- 共同出展者または内部出展者が付帯設備等を必要とする場合、乙がこれに関する一切の手続きと支払を行わなければならない。
  - 乙が団体の会員企業である場合、第4条第2項を準用する。

## ■ 装飾施工

- 第14条 装飾施工は、乙が自らの責任と費用において出展スペース内で行わなければならない。
- 乙は、装飾施工については甲が別途定める「出展者マニュアル」に記載する事項を遵守しなければならない。
  - 乙が前項に違反する装飾施工をした場合、甲は即時改修を求めることができる。この場合、乙は当該装飾物を即時改修しなければならない。
  - 乙が前項の即時改修を行わない場合、甲は自らの判断により当該装飾物の改修の他しかるべき措置を取ることができる。また、これに要する費用を乙に請求することができる。甲はこれにより乙に生じる損害等について一切の責任を負わない。

## ■ 立ち入り点検

- 第15条 甲またはその代理人は会場における保全・防火・防犯その他管理運営上必要がある場合、あらかじめ乙に通知したうえで出展スペース内に立ち入り、これを点検し適宜の措置を取ることができる。この場合、乙は甲の措置に協力しなければならない。
- 緊急に対応を必要とする場合には、甲の事後の報告をもって足りるものとする。

## ■ 原状回復

- 第16条 出展スペースの使用期間が満了するまでに、乙は自らの費用で出展スペース内の出展物・装飾物その他一切の物件を撤去のうえ、出展スペースを原状に回復して甲に返還（以下、これらを「原状回復」という。）しなければならない。
- 乙が前項の原状回復をしなかった場合、甲は出展スペース内の出展物・装飾物その他一切の物件の所有権を乙が放棄したものとみなして、これを任意に処分することができる。また、これに要する費用を乙に請求することができる。乙は甲に対してこれについての一切の請求・異議の申し立て等はできない。
  - 乙は、出展スペースの原状回復にあたって、甲に対して出展物・装飾物その他の物件の買取り、移転料その他の請求は一切できない。

## ■ 禁止事項

- 第17条 乙は次の行為をしてはならない。
- 出展物を即売すること（出展物に関連する書籍類他甲が認めるものは除く。）
  - 会場の建物および敷地内において、乙が出展スペース以外で出展物の展示もしくは装飾施工またはカタログの配布等の宣伝行為をすること。ただし、甲が事前に承諾した場合、この限りではない。
  - 他の出展者、来場者および甲に迷惑となる行為
  - 出展スペースを含む会場の建物、設備または敷地に損害を及ぼす様な行為
  - 本出展契約条項等において禁止された行為
  - その他、甲が不適切と判断した行為

## ■ 規程の遵守

- 第18条 乙は本出展契約条項等を遵守しなければならない。また、甲はやむを得ない事情により諸規程を変更することができる。乙はあらかじめこれに同意し、変更後の新規程等を遵守しなければならない。

## ■ 個人情報の取り扱い

- 第19条 乙が本見本市において、個人情報を取得する場合、個人情報保護法および関係法令を遵守し、適正な取得・管理・運営を行わなければならない。
- 個人情報の利用に際しては、予めその目的を公表・通知し、その範囲内で利用しなければならない。
  - 乙の個人情報の取得・管理・運営および利用に際し生じた第三者との紛争については、乙の責任において解決するものとする。

## ■ 管轄裁判所

- 第20条 甲および乙が本出展契約から生ずる紛争について訴訟を行う場合、東京地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とすることに合意する。この場合、規程の解釈に当たってはすべて日本語版の出展規程および日本の法規に従うものとする。

## ■ 主催・協賛団体の地位

- 第21条 本契約条項に定める出展料金の支払および受領（第4条第2項）のほか、甲が本見本市の開催に関して団体に委託した事項につき団体が乙に対して行った行為は甲の行為とみなし、それに関し乙が団体に対して行った行為は甲に対して行った行為とみなす。

## ■ その他

- 第22条 乙は、甲にVISA（査証）の発給に必要な招聘保証書等の書類の発行を要求することはできない。
- 第23条 本出展契約条項に定めのない事項については、甲が別途定める規程等によるものとする。その他の定めのない事項または疑義を生じた事項については、甲の決定するところによるものとし、これを乙に通知する。